

佐賀県緑化センター条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十四年十月四日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県条例第五十号

佐賀県緑化センター条例を廃止する条例

佐賀県緑化センター条例（昭和五十一年佐賀県条例第四十二号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。